

公益財団法人計算科学振興財団 公益通報制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の趣旨に即し、公益財団法人計算科学振興財団（以下「財団」という）における職員からの組織的又は個人的な不正行為に関する通報及びそれに関する相談を適切に処理するための仕組みを定めることにより、不正行為の未然防止、早期発見及び是正を図り、もってコンプライアンス経営の強化に資すること目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公益通報

財団の業務又はその職員（他団体からの派遣職員、人材派遣会社等から派遣された労働者を含む。）の行為について、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を通報することをいう。

(2) 通報者

公益通報を行うことができる財団の役員、職員、役員又は職員であった者、財団の取引事業者の役員及び社員をいう。

(3) 通報対象事実

財団の業務における法令違反行為、内部規定違反行為及び職務上の義務違反行為の事実をいう。

(責任者)

第3条 本制度の運用に関しては、理事長を責任者とする。

2 この要綱に基づく理事長の権限に属する事務は、総務グループにおいて処理する。

(職員等の責務)

第4条 財団の全ての役員及び職員は、財団内における通報対象事実を認知したときは、その是正に努めなければならない。

(公益通報の受理)

第5条 理事長は、通報者からの通報相談窓口を総務グループ長及び財団顧問弁護士（以下「相談員」という。）とし、電話、電子メール、ファックス等による公益通報を受理する。

2 相談員は、公益通報の処理に当たっては、通報者の秘密保持に配慮しつつ、通報者の氏名及び連絡先、公益通報の内容等の聴取に努め、聴取内容について公益通報事案受理簿（様式第1号）に整理するものとする。なお、匿名による通報についても、客観的に通報の事実を裏付けるような証拠等を提出して公益通報が行われる場合は、可能な限り、実名による通報と同様の取扱いを行うよう努める。

3 相談員は、通報者に対し、公益通報を行ったことを理由に不利益な取扱いを受けないこと、通報者の秘密は保持されること及び第9条の規定による通報者の保護について説明する。

(対応の確認)

第6条 理事長は、前条第2項で受理した通報事案について、兵庫県知事（以下「知事」という。）に公益通報事案受理簿（様式第1号）により報告（軽易な通報事案を除く。）するものとする。

2 前項の報告の結果、知事が処理する通報事案については、兵庫県職員公益通報制度実施要綱に基づき処理されるため、理事長は、その処理に誠実に協力するものとする。

(調査の実施)

第7条 理事長は、第5条第2項の通報事案について、速やかに、必要かつ相当と認められる方法によ

り調査を実施するものとし、実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮するものとする。

2 理事長は、調査を実施する場合には、調査着手時期及びその処理に必要と見込まれる期間を様式第2号により、通報者に通知するよう努めるものとする。

なお、調査を実施しない旨の決定をした場合は、様式第2号にその理由を記載し、通報者に通知するものとする。

3 理事長は、前項の調査を通報事案に係る職員に命じるとともに、必要に応じて、各部署に対し、当該調査への協力を求めるものとする。

4 前項により調査を命じられた職員及び調査協力を求められた部署は、通報に係る事実関係の調査に協力しなければならない。

5 理事長は、調査の結果について速やかに取りまとめ、知事に対し、その結果を報告するものとする。

6 理事長は、調査の結果、通報対象事実が生じ、若しくはまさに生じようとしているとは認められない場合又は既に対応済みである場合は、様式第3号によりその旨を通報者に通知するものとする。

(対応の実施等)

第8条 理事長は、調査の結果、通報事案に関する是正措置等の対応が必要な場合、速やかに対応案を策定し、知事へ報告するとともに、対応案について意見聴取するものとする。

2 理事長は、通報事案に関して前項の意見聴取を踏まえ、是正措置等の適切な対応を行い、再発防止措置を講じるものとする。

3 理事長は、前項の対応内容を様式第3号により、通報者に通知するものとする。

4 理事長は、通報対応に関して通報者から意見又は苦情の申出を受けたときは、迅速かつ適切に対応するよう努めるものとする。

(通報者の保護)

第9条 理事長は、通報者が公益通報を行ったことにより職場等で不利益な取扱いを受けることがないよう公益通報の処理に当たって十分留意するものとする。

2 通報者は、公益通報を行ったことにより不利益な取扱いを受けたときは、相談員にその旨を申し出ることができるものとする。

3 理事長は、前項の申出があったときは、公益通報があった場合と同様に、当該申出を処理するものとする。

(秘密保持の徹底及び利益相反関係の排除)

第10条 公益通報の処理に従事する者は、公益通報に関する秘密を漏らしてはならず、不当な目的に利用してはならない。また、自らが関係する通報事案に係る公益通報の処理に関与してはならない。

2 理事長は、通報対応の各段階において、公益通報の処理に従事する者が前項の規定に反していないことを確認するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、公益通報の制度の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。